

事務連絡
令和 6 年 2 月 7 日

各都道府県建設業協会 事務局 御中

一般社団法人 全国建設業協会
事業部

「物流 2024 年問題」に向けた取り組みに係る支援要請について（周知依頼）

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、働き方改革関連法によって、2024年4月1日以降、建設業同様に「自動車運転の業務」に対しても時間外労働時間の上限規制が適用されることとなっています。

この度、日本鋼製下地材工業会より、「物流2024年問題」への対応に加えて、ドライバーの高齢化や若いドライバーの確保が喫緊の課題となっていることを受け、鋼製下地製品の安定供給に資するべく、別紙の通り、納入先に対しての協力要請がありました。

つきましては、ご多忙の折り、誠に恐縮ですが、本件について、貴会会員企業の皆様に対して周知賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上

【添付資料】

（別紙）20240201_日本鋼製下地材工業会 依頼文

【担当】事業部 川瀬

TEL : 03-3551-9396

FAX : 03-3555-3218

E-mail : jigyo@zenken-net.or.jp

2024年2月1日

一般社団法人全国建設業協会御中

日本鋼製下地材工業会



「物流 2024 年問題」に向けた取り組みについて

拝啓 貴協会におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、平素より弊工業会会員各社の製品をご愛顧賜り有難く御礼申し上げます。

さて、働き方改革に伴う「物流 2024 年問題」を今春に控え、日本鋼製下地材工業会では今後もお取引先様の工事現場へ鋼製下地材製品を安定的に供給するために、納入車両およびドライバーの確保が課題となっております。

当業界ではドライバーの高齢化が進んでおり、とりわけ若いドライバーの確保が喫緊の課題となっております。つきましては、当業界の現況等、諸般の事情をご賢察の上、十分な対応を行っていただけますよう、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

敬具

記

鋼製下地材製品は工事現場への供給において、平ボディーの積載量 4t 車による配送が主となっております。平成 19 年の道路交通法改正以降、普通免許証は積載量 2t 未満に限定されたこともあり、現場配送の平ボディー車が敬遠される傾向が顕著です。

一般的には「車上渡し条件（トラック持込乗渡）」ですが、従来からの慣習により納入時に荷をおろす事例も少なくありません。また、指定時間に現場へ到着しても、工事の進捗状況などの事由により、付近で長時間の待機を余儀なくされることも散見されます。

現場における荷役業務の負担や待機などに起因する長時間労働、さらにはご発注から納入までリードタイムが短いことなどによる物流手配の困難さは、当業界において構造的な課題となっており、結果、輸送効率を著しく劣化させる要因となっております。

2024 年度のドライバーの運転・拘束時間の制限や時間外労働の規制強化以降も、安定的な供給、持続的な輸送体制を確保するため、納入先（着荷主企業）の皆様におかれましては、下記の内容に関しまして一層の協力をお願い申し上げます。

- （1） 効率的な配送に向けた商習慣の見直し
 - ・ 納入指定時間の厳守（荷卸しの待機時間の解消、または仮置き場の確保）
 - ・ 発注から納品までの適正期間の確保（物流手配の効率化）
- （2） 持続可能な供給体制に向けた料金体系の見直し

今後も鋼製下地材製品の安定供給に資するべく、会員各社ではさまざまな方策の検討と提案・啓発活動を推進して参ります。何卒ご理解、ご協力、ご支援を宜しくお願ひ申し上げます。

以上